

【第一回質問回答】

No.	質問	回答
1	<p>貴局で行われている三溪園の来園客に関する調査では、来園者数の他、来園者属性(年齢層/性別/居住地)、認知率を調査されているとの認識ですが、これ以外に調査されている項目があれば、開示可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。また、同調査以外で別途行われている調査(または貴局が保持している顧客データ)があれば、そちらについても併せてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>毎年度の事業収入の内訳は、(公財)三溪園保勝会のホームページに公表している「正味財産増減計算書」(＝損益計算書)に記載しています。 https://www.sankeien.or.jp/foundation/</p> <p>日計報告書(毎月報告)では、入園者数(うち一般/団体、有料/無料、子ども、外国人数、年間パスポート利用者)及び収入、駐車場台数(バス/普通車)及び収入、三溪記念館売店の販売収入、庭園での前撮り件数及び収入、鶴翔閣等貸し施設の利用件数及び収入の数値を把握しています。</p> <p>来園者満足度調査を令和元年9月から実施しております。N数が少ないため参考値となりますが、提供します。</p>
2	<p>経営戦略の立案に付随して、財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)の作成は求められるでしょうか。</p>	<p>事業目的を踏まえ、KPI等の設定にあたり財務三表の数値を採用する場合に限らず、財務に関するシミュレーションを作成いただくことになると考えます。</p> <p>なお、通常の財務諸表の作成は(公財)三溪園保勝会が行いますが、キャッシュフロー計算書に該当するものは現在作成していません。 https://www.sankeien.or.jp/foundation/</p>
3	<p>「6. ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組」の(1)および(2)の選択肢ア・イにある「以上」・「未満」の記載が逆でないか、確認させてください。※ (1)「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」は101人以上の事業所に届出義務、(2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画」は301名未満の事業所に届出義務はない、との認識のため、ア・イどちらを選択すべきか、判断が難しく、質問させて頂きました。</p>	<p>記載は正しいです。</p> <p>いずれの項目も、法による策定義務を課せられていない事業者が、計画を策定している場合に評価するという考え方で設定しているものです。したがって、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」は101人以上、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画」は301人以上の従業員を雇用している事業者については、それぞれ計画を策定していても評価の対象とはなりません。</p>
4	<p>業務説明資料の中の「3 業務内容」の「(2)施策の実行に向けた支援」として「ア 現場に常駐する期間を設け」とありますが、</p> <p>1)これは、「本業務中何か月間は現地に常駐する」というイメージでしょうか、それとも、毎週双方で決めた2～3日間は常駐する」というイメージでしょうか。 施策の実行支援のアプローチとしてはいずれの方法もあるため、もし、市の方で常駐のイメージをお持ちでしたら、お教えいただくと幸いです。</p> <p>2)常駐者用のデスク等、業務に必要な什器備品類をお借りすることはできるのでしょうか。</p> <p>3)コピーは三溪園保勝会所有のものを自由に使わせて頂くことはできるのでしょうか。</p> <p>4)常駐期間中は、入退室に必要なカード類は発給して頂けるのでしょうか。</p>	<p>1)については、事業目的を効果的に達成していく上で、特定のフェイズにおいては、現地に常駐していただく期間の有無も含めて、業務の進め方を提案いただきたいという趣旨です。常駐するフェイズや期間、頻度、その際の業務内容についてもご提案ください。</p> <p>2～4)については、その方向で(公財)三溪園保勝会と調整します。</p>